

# ロシア知的財産権ニュースレター

## 2011 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2011 年度内に 4 回発行する予定です。

### 1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2011 年 3 月～5 月分)

#### 第 3 審は使用料徴収機関の当局認定を支持

モスクワ管区連邦商事裁判所は 3 月 9 日、著作隣接権の使用料を徴収する組織の認定の無効を求める非営利組織「ロシア実演家権利保護協会 (ROUPI)」からの訴えを棄却した (モスクワ管区連邦商事裁判所判決 2011 年 3 月 9 日付第 KA-A40/910-11 号)。

本係争は、ROUPI が連邦文化遺産保護局を相手取り、実演家やレコード製作者に代わって、興行や商業放送される録音物 (民法第 1244 条第 1 項 5 及び 6 に規定) に係る使用料を徴収する機関として、同局が全ロシア知的財産機構 (VOIS) を認定したことが無効であると訴えたものである。

判決によると、徴収組織の認定手続きや条件は 2007 年 12 月 29 日付連邦政府決定第 992 号「著作権及び著作隣接権の徴収管理を行う組織の国家認定に関する規定の承認について」で定められた規則を満たすものであるとされた。従って、認定を決める際の条件に瑕疵はなく、認定行為の透明性においても不当行為は存在しなかったと結論付けた (しかし第 2 審では逆の判断であった)。

第 1 審は訴えを棄却したが、第 2 審はこの判決を覆し、訴えを認める判決を出していた。

これを受け、ROUPI は最高商事裁判所に上告を行った。

#### 最高商事裁、知財に関わる行政制裁における解釈を公表

最高商事裁判所は 3 月 24 日、2011 年 2 月 17 日付決定第 11 号「行政違反に関わるロシア連邦基本法の一部で適用されている問題について」の改正内容を発表した。この内容は第 2 部 (p.4～) で詳細を考察する。

#### 税関、水際取り締まり内容を策定

連邦税関局は、税関が知財権保護のための取り締まり内容や手続きに関する文書を承認した (2011 年 3 月 25 日付連邦税関局指令第 626 号)。本指令では、税関が執る取り締まり行為の一覧、期間、手順などが定められた。

中でも、2010 年 12 月に施行されたロシア連邦の通関規則でも規定された職権での模倣品差し止めについての手順が規定された。商標、サービスマーク、著作権、著作隣接権、原産地名称が税関登録簿 (ロシア連邦のものだけでなく、関税同盟の統一登録簿も含む) にはない商品であっても、知財権侵害の証拠や権利者からの情報提供がある場合は、水際で商品を差し止めることが可能である。差し止め期間は 7 営業日とされ、この期間内に税関は権利者と輸入申告者に通知する。

#### 軍事協力に基づく知財権の保護を強化

4 月 19 日、2011 年 4 月 5 日付連邦法第 61-FZ 号「連邦法『ロシア連邦と外国との協力

による軍事技術について』の改正について」が施行された。

主な改正内容は、軍事協力に基づく知的財産を、その使用条件の特定や法的保護の保証がない場合、外国の顧客への移転を禁止することである。改正された連邦法は、他国との軍事技術協力におけるロシアの知的財産権の保護に関する国家管理についても規定している。

#### 実用新案と意匠権の権利期間延長の申請時期が変更

4月19日から実用新案と意匠権の存続期間延長の申請時期が変更された。

実用新案は出願日から10年間権利が存続するが、最長3年間延長することができる。これまで延長には、権利が有効な10年間のうち最後の6ヵ月間に申請をする必要があったが、今回の変更で10年の権利期間中か権利消滅後6ヵ月以内と変更された。

意匠権は出願日から15年間有効で、最長で10年間の延長が可能だ。これまでは権利期間の最後の6ヵ月間に延長の申請をしなければいけなかったが、15年間の権利期間中か権利消滅後6ヵ月以内と変更された。

手続き期間は連邦国家機関である連邦産業財産研究所による2009年3月31日付指令第124/43号に規定されているが、2011年4月19日付指令第111/43号によって今回変更された。

#### 関税同盟内での係争地に関する条約に批准

メドベージェフ大統領は4月7日、2011年4月5日付連邦法第59-FZ号「関税同盟及びその加盟国の法規に違反した際の特定の刑事及び行政責任に関する条約の批准について」に署名した(2011年4月19日施行)。これによって、2010年7月5日にカザフスタンのアスタナでロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国が署名した同条約にロシアが批

准したことになる。

本条約では、行政・刑事訴訟は、法規違反が発覚された場所の管轄地で行われるという条件が規定されている。また、条約は税関と関連当局による相互協力における簡素化された手順を定めている。

#### 米国、ロシアを知財権保護不十分として「優先監視国」として指定

米国通商代表部(USTR)は5月2日、知財権保護が不十分な国や慣行について報告する2011年版「スペシャル301条報告書」を発表、ロシアを優先監視対象国として挙げた。ロシアが監視対象となるのは14年連続。

USTRは、民法第4部の改正、通関時の税関職員の職務権限による取り締まり措置導入のほか、侵害者に対する光学メディア生産免許の更新停止や医薬品販売のための非公開試験・データの保護に関する法改正を評価したものの、インターネット上での海賊版流通や知財権侵害取り締まりの観点で引き続き懸念が残るため、ロシアを優先監視国として据え置いた。

#### 最高商事裁、ビールの並行輸入を違法と認定

最高商事裁判所は5月10日、破棄審で下された“KRUSOVICE”の商標が付いたビールの並行輸入を違法とした判決について、最高商事裁幹部会での審理のために回付しないと決定した(2011年5月10日付最高商事裁判所裁定第VAS-5318/11号)。これにより最高商事裁は、当該ビールの並行輸入が権利者の商標権を侵害すると認めたことになる。

ビールメーカーで商標権者の Heineken Ceska republika は2010年5月、有限会社 ElitVoda Ru を相手取って商標 “KRUSOVICE” が付いた商品の販売目的での輸入・貯蔵と販売を含むロシア国内での流通行為の禁止、商標の不法使用による

20 万ルーブル(当時で約 57 万円)の損害賠償を求めて訴えを起こした。

第 1 審、第 2 審ではこの訴えを退けた。破棄審(第 3 審)ではこれらの判決を支持せず、EU で適用されている権利の消尽原則に基づくと、EU の 1 加盟国で権利者の許可を得て流通された商品は、権利者の許可がなくても他の EU 加盟国で合法的に商品を流通させることができるが、ロシアへの輸入は権利者の許可が必要とした。民法第 1484 条及び 1487 条に基づき、並行輸入業者である ElitVoda Ru は当該商標を毀損していないが、原告が持つ商標の独占使用権を侵害していると結論付けた。

最高商事裁による監督審で、破棄審での結論に瑕疵はないとして、最高商事裁幹部会への本案件の回付が棄却された。

賠償は、第 1 審で改めて検討される。

### 仏シャンパン・メーカーがドメイン名不正利用訴訟で勝訴

最高商事裁判所幹部会は 5 月 18 日、訴訟第 A40-47499/10-27-380 号に関する判決第 18012/10 号を発表した。

本訴訟は、フランスのシャンパン・メーカー、G.H. Mumm & Cie が、同社の商標およびドメイン名 "www.mumm.ru" を不正使用しているとして個人 Y 氏を相手に訴えたものである。

＜最高商事裁の法的立場＞

最高商事裁は、ドメイン管理者の行動が、工業所有権保護に関するパリ条約第 10 条の 2 で禁止された不正競争行為に当たるか否かを判断すべきであるとした。従って裁判では、以下 3 点を考慮することになった。(a) ドメイン名が同一、または紛らわしい類似をなすか、(b) ドメインの管理者がそのドメイン名について一切の権利を有さないか、(c) ドメイン名が悪意を持って登録・使用されたか

最高商事裁は、Y 氏が G.H. Mumm &

Cie が所有する商標 "MUMM" をドメイン名 "www.mumm.ru" で使用した行為を不正競争行為と見なし、この行為が、同社がロシアのドメイン圏で商標を使って会社情報を掲載することの障害となり、商標権者が持つ商標の独占使用権(民法第 1484 条に規定)を侵害したと判断した。これにより第 1 審、破棄審(第 3 審)の判決を棄却、第 2 審判決を支持した。

### 知財当局の組織が再編

2011 年 5 月 24 日付大統領令第 673 号「連邦知的財産局について」が 5 月 26 日に発効した。これによると、連邦知的財産・特許・商標局(ロスパテント)が改名されて連邦知的財産局となり、連邦政府直轄の執行機関へと移行される(これまでは教育科学省の外局だった)。加えて、連邦軍事・特殊・二重用途知的財産保護庁がこの新組織に統合される。

連邦行政執行機関の機能を集約することで、知財を取り扱う統一的・効果的な機構を創設することが基本的な目的だ。

新しい局の基本機能は以下 4 点。(a) 連邦予算で生み出される民事、軍事、特殊及び二重用途の知的財産の法的保護と利用の管理、(b) 上記における国の発注者や研究開発を行う国の機関の監督、(c) 知財分野での公共サービス、(d) 上記の監督に関する法的規制

本稿執筆時の 7 月 15 日時点で再編はまだ完了していない。

## 2. 今回の話題:最高商事裁判所が公表した知財権保護に関わる行政制裁の解釈

最高商事裁判所の総会は3月24日、2011年2月17日付決定第11号「行政違反に関わるロシア連邦基本法の一部で適用されている問題について」の改正内容を発表、行政訴訟に関わるいくつかの点について見解を提示した。この最終版は、特定の状況で審理を行っている全ての商事裁判所で適用されることになる。

ロシアは公には大陸法を採用している国とされており、判例法を採用していないが、最高位にある裁判所の決定は、裁判所でも法執行機関でも常に遵守される。

通常、この種の決定は最高商事裁の法的立場を表すものであり、以前に下位の裁判所の間で異なる解釈で履行されていた法律についての見解を提供するものである。

本決定の中では、知財権保護を規定する行政違反基本法第14.10条と第14.33条について最高商事裁の見解が示されている(ちなみに3月24日に改正された箇所は本件に関するものではない)。

### (1) 行政違反基本法第14.10条「商標の不正使用」の適用について

**第14.10条 商標の不正使用**  
 商標、サービスマーク、原産地名称の不正使用または同種の商品における類似した表示に対しては、商標、サービスマーク、原産地名称の不正な複製の責任を負わせるため、個人には1,500～2,000ルーブルの行政制裁金と対象商品の没収、公務員には1万～2万ルーブルの行政制裁金と対象商品の没収、法人には3万～4万ルーブルの行政制裁金と対象商品の没収を課すことができる。

(i) この条項に基づき、誰に責任が課されるかについて長きに渡って様々な地域の裁判所で異なる解釈がされてきた。ある裁判官は商標を違法使用した個人や法人にのみ責任があるとし、他の裁判官はこれらの商品を取り扱った輸入業者や販売業者にも違法使用の行政責任を求めた。

最高商事裁は、民法を基にして、商標等の使用は商標等の表示のみに限らず、権利所有者があらゆる使用に関する独占的権利を持つため、第14.10条の規定には、商標等の違法使用の商品を国内流通させることとロシアに輸入することも含まれると説明した。

最初に販売した者だけでなく、その商品を取り扱った全ての者に行政責任が課される。

同時に、最高商事裁の法的立場によると、商標等が違法使用された商品を流通させる目的ではない、当該商品の購入(その最終目的に関わらず)、保管、輸送は第14.10条に基づき罪体とならない。

(ii) 最高商事裁は第14.10条を適用して有罪を確立する上での長年の誤解を解決した。

一般的には、法人の有罪を立証する事は困難ではない。行政違反基本法第2.1条によると、法人が法を犯さないためにあらゆる正当な手段を講じなければ有罪と見なされる。最高商事裁は、法人は商標が登録されているか、保護されているかを確認する義務があると強調した。そうでなければ行政責任を問われるべきとした。

しかしながら、商標の違法使用は、個人事業主によって頻繁に行なわれる。行政違反基本法では個人事業主が有罪と見なされる条件について規定がないため、最高商事裁は、個人事業主が他者の商標を使用していると認識している、もしくは認識しているはずであるが、同事業主がその



商標を使用する権限があるか否かの確認を怠った場合は有罪と見なされるという判断を下した。言い換えると、法人は権利使用の可否確認ができることが前提にされており、その立証は不要である。他方、個人事業主の場合は、権利使用できるかの確認を個人事業主が可能であったかを立証する必要があるということになる。実際にはそう大きく違いはないが、最高商事裁は本決定を通じて、法人と個人事業主での立証の違いを明らかにした。

この最終判断は注意を要するものと見られる。これまでの裁判では、法人でも個人事業主でも、組織的な違いはあれ、同様の商業行為を行なっていることから、有罪の立証は同様に行なわれていたためである。

(iii) 最高商事裁は、通関時に税関が行政制裁手続を開始する権利を持つということを改めて確認した。特筆すべきは、税関は、輸入品にも、輸出品にも、この権利を有する点である。輸出品に対する取り締まりの権利はこれまで問題の要であったことから、実際の裁判実務の観点では非常に重要な点である。

(iv) 最高商事裁は、商標権者を被害者として裁判に出席させることを勧めていたが、これは義務ではない。しかしながら、最高商事裁により非常に重要な問題点が指摘された。権利者による押収品の検査は中立的ではないが、他の証拠と同等に裁判所で取り扱われるべきとしたことである。以前は、押収品の所有権者の検査が中立的ではないため、証拠として取り扱うことを拒否し続ける裁判所があった。

(v) 最高商事裁は、商標等が類似している場合、法廷で一般消費者の立場からの考察も取り入れるべきだと改めて指摘した。裁判所は、消費者に対する審問(実施可能であれば)も判断の材料として使用できる。

## (2) 行政違反基本法第 14.33 条「不正競争」の適用について

### 第 14.33 条 不正競争

1. 不正競争行為、ただし、刑事罰に相当する行為に該当せず、第 14.3 条及び本条第 2 項に規定された事例を除く行為に対しては、公務員には 1 万 2,000~2 万ルーブル、法人には 10 万~50 万ルーブルの行政制裁金を課することができる。

2. 知的活動、法人の個別化手段、商品、役務、サービスの個別化手段に相当する成果物が不正使用された商品の流通という形での不正競争行為に対しては、公務員には 2 万ルーブルの行政制裁金もしくは最長 3 年の職権はく奪、法人には侵害が行われた市場での商品(役務、サービス)の売り上げの 100 分の 1~100 分の 15(ただし最低 10 万ルーブル)の行政制裁金を課することができる。

※最高商事裁の見解は、この条項が適用される多くの分野につき言及されているが、ここでは特に知的財産に関する問題についてのみ触れることとする。

(i) 他者の商標の違法使用もしくは類似商標に基づく不正競争行為に対しては、第 14.10 条ではなく、第 14.33 条が常に適用されることを最高商事裁は明確にした。第 14.10 条と第 14.33 条による制裁内容は著しく異なるものである。どちらの条項を適用するかを正しく決定するにあたり、裁判所はその行為の意図を明確にする必要がある。行為が競争上の優位性を追求するものである場合、第 14.33 条が適用されることになる。

(ii) 最高商事裁は、第 14.33 条に基づき、裁判所は商品を国内流通のため導入した行為にのみ

行政制裁を課す権限が与えられる、つまり、最初に商品を導入した者にのみ責任が課されると解釈した。

(iii) 以前、連邦反独占局は、違反者の全商品による売上げを罰金の対象としていた。しかし、この見解により、最高商事裁が、商標等を違法使用した商品の売上げのみを対象として罰金を課すべきであると認めたことになる。

(iv) 第 14.33 条では、押収品の没収は規定されていない。しかしながら、この度最高商事裁は、このような場合に行政違反基本法第 29.10 条を適用することを勧告した(同条によると、場合によっては押収品の没収を免れても、必ずしも所有者に返却されない)。従って、最高商事裁は、権利侵害をしていると判断された商品は、流通対象外の商品として、違反者の負担で処分されると結論を下した。

(取りまとめ: ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 ([www.tm-defence.com](http://www.tm-defence.com)) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。